

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標	基本的な施策				
1	基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備	1	地域包括ケアシステムの構築とコンパクトシティ形成の連携	① 障害福祉サービス施設等の立地検討については、利用者がサービスを利用しつつ、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要であることから、利用者の居住地、地域、公共交通ネットワーク等や、医療、介護サービスを含む各種サービスについて、将来の都市像を考慮し、適切に検討します。	継続実施	・明石市都市計画マスタープランに基づき、将来都市像の実現に向けて、ユニバーサルデザインに配慮した都市整備など、方針に沿った整備を進めています。 ・同計画については、令和5年3月に改定しており、将来都市像を「やさしさ・豊かさ・活力が持続する未来安心都市・明石」と定めています。都市づくりの方向性として、誰もが安全で快適に移動しやすく、暮らしやすい都市づくりを進めています。 ・令和4年度からは市内の既存ビジネスホテルのバリアフリー化工事の補助を行っています。
2			2 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	①	公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。	継続実施	新增築工事においては、法律や条例に基づき必要とされる諸機能をもれなく取り入れた施設整備を行いました。改修工事においては、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行いました。
3				②	施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の障害の特性等を把握したうえで、障害者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターの設定などを推進します。	継続実施	設計段階で主管課と十分協議を行うことにより利用形態や市民要望等を把握し、学校のエレベーター設置や公衆便所へのオストメイト対応設備導入など、協議内容を反映した公共施設の整備を行いました。
4				③	歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。	継続実施	・エスコートゾーンについて、令和2年度に明石駅西口交差点（ロの字）及び市立総合福祉センター西側交差点（Lの字）の工事を行っています。 ・点字ブロックについて、令和3年度に明石駅南側のロータリー（駅コンコース南側でアスピア方面に誘導するための点字ブロック）及び貴崎集会所（林崎松江海岸から貴崎集会所へ向かう一部区間）への追加整備を行いました。 ・令和3年度に藤江、令和4年度には大道町地区及び大久保高丘地区で歩道部の段差解消を行いました。
5				④	通行の支障となる放置自転車等の減少をめざした取り組みを進めます。	継続実施	各駅周辺の放置自転車等の台数は毎年度減少傾向にあり、日々の巡回業務および条例に基づいた撤去業務に一定の成果があらわれています。今後コロナ収束後の変化にも注視しつつ、引き続き継続した啓発活動を実施していきます。
6				⑤	今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインを踏まえ、すべての市民が利用しやすい整備を促進します。	継続実施	主管課との協議や、福祉のまちづくりアドバイザーによる助言制度の利用等により、すべての市民が利用しやすい施設整備を行いました。
7			3	兵庫県福祉のまちづくり条例などの周知・啓発	①	民間施設の整備にあっても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などの周知を図るとともに、これらの法律や条例に基づき、障害のある人などに配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。	継続実施

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
8	基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-1	ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備	4	心のバリアフリーの普及	①	障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力し、障害のある人に必要な配慮についての広報・啓発を行うなど、「心のバリアフリー」の普及に努めます。	継続実施	障害者配慮条例の啓発パンフレットやインクルーシブ条例の啓発パンフレットの内容を広く周知し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めました。 (出前講座等でのパンフレットの配布、啓発動画の普及)
9		1-2	移動・交通手段の整備	1	ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援	①	誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、導入支援を行います。	継続実施	【ノンステップバス】 令和元年度実績：4台 令和2年度実績：0台 令和3年度実績：4台（たこバス×4） 令和4年度実績：0台 令和5年度予定：3台（たこバス×1、路線バス×2） 【UDタクシー】 令和元年度：7台 令和2年度：8台
10				2	各種交通機関における助成	①	福祉タクシー利用券の交付をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知するなどして、障害のある人の移動を支援するための取り組みを推進します。	継続実施	引き続き、手帳所持者に対し等級等に応じて、福祉タクシー利用券とバス優待乗車証のいずれかを選択制により交付しています。なお、各種交通機関における料金割引制度について、障害福祉のしおりに掲載するとともに手帳交付時に説明を行うなど周知を図っています。また、毎年広報あかし2月1日号に新年度の優待乗車券について、郵送予定ならびに乗車券の変更希望についてを周知しております。
11				3	移動支援事業の推進	①	重度の障害や視覚障害のため単独外出が困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を支援します。	継続実施	選挙の投票やコロナワクチン接種を目的とした利用を従来の制度に上乗せできる仕組みを設けることで社会参加を促進する取組を実施しています。
12				4	行動援護の推進	①	自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害のある人へ、危険回避のために必要な支援や外出支援を推進します。	継続実施	行動援護事業所が市内に2か所設置されています。市内及び市外事業所の活用等により、支援を必要とする人のニーズに対応できるように取り組んでいます。行動援護サービスが、常時介護を要する障害のある人の地域生活を支える上で、中心的役割を果たすことから、引き続き多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。
13				5	盲導犬、介助犬、聴導犬についての普及・広報	①	「身体障害者補助犬法」に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設やデパート、レストランなどでの受入れについて啓発・広報を推進します。	継続実施	ホームページへの掲載や関係する事業者への呼びかけを行っています。
14				6	鉄道駅舎ホーム柵設置促進事業	①	誰もが安全に安心して公共交通を利用できるようホーム柵の設置を促進します。	継続実施	【明石駅3・4番線】 令和元年度 供用開始済み 【西明石5・6番線】 令和5年度 供用開始予定 【明石駅1・2番線】 令和7年度 供用開始予定

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標		基本的な施策					
15	基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-2	移動・交通手段の整備	7	視覚・聴覚障害のある人に対する情報バリアフリー	①	適切な乗降補助や筆談対応など、視覚・聴覚障害のある人への案内情報の充実を交通事業者に働きかけるとともに、交通事業者からの相談に対する助言や乗務員研修の支援などを行います。	継続実施	・ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画を基本に、バリアフリーマップや多様なコミュニケーション手段の普及、誰もがわかりやすい案内表示の充実などを進めました。 ・交通事業者からの障害のある人への対応等に関する相談を行いました。
16		1-3	暮らしやすい住まいの充実	1	住まいのバリアフリー化の推進	①	居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。	継続実施	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して生活ができるよう、住宅改造費助成事業を推進し、住まいのバリアフリー化の促進を図りました。
17				2	市営住宅のバリアフリー化の促進	①	市営住宅の改修においては、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなどのバリアフリー化の要望を認め、障害のある人が安心して生活できる住環境の整備を図ります	継続実施	入居者からの模様替申請により、住戸内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなど、バリアフリー化の改修を許可しました。
18		1	防災訓練の参加促進	①	防災訓練に障害のある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。	継続実施	・地域での避難訓練実施にあたり、事前の出前講座を実施し、防災の基礎知識を学んだうえで、訓練に臨めるように地域をサポートしました。 ・各地域で個別避難計画の作成に取り組む中で、障害のある人など要配慮者本人が参加した避難訓練等を実施しています。また地域の防災訓練のなかで、要配慮者が避難所内で過ごすための訓練も行いました。		
19		2	避難誘導体制の確立	①	避難行動要支援者名簿を周知するとともに、避難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取り組みを引き続き推進します。また、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。	継続実施	自治会や町内会、民生児童委員、福祉専門職の協力を得て、要配慮者一人一人の事情に応じた個別避難計画の作成に取り組んでおり、その中で避難訓練を通じて災害時の安否確認方法や円滑な避難誘導を確認するとともに、計画作成をきっかけに名簿の更なる提供拡大に努めました。		
20		3	避難のための情報伝達	①	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者（要援護者）に確実に伝達されるよう、その伝達方法について特に配慮します。各種伝達方法の特性を踏まえた有効な伝達システムの構築を図ります。	継続実施	令和3年度にサービスを開始しました。当面は明石川流域の浸水想定区域の要援護者を対象に申込を受け、登録者に対し特性を踏まえた方法により伝達訓練を実施しています。対象地域の拡大については、引き続き検討していきます。 (令和5年4月時点 登録者数 約460人)		
21		4	避難先での支援	①	医薬品の提供などの災害時における医療救護活動に努めます。	継続実施	「明石市地域防災計画」に基づく医療部救護対策班の「防災行動マニュアル」に従って効率的な保健医療活動が行えるように、令和5年5月18日に保健所本部の立ち上げ訓練を実施しました。 保健所本部のレイアウトをはじめ、運営に必要な物品を確認することができました。 訓練実施に向け作成したアクションカードを、よりわかりやすいものとなるように引き続き改善に努めます。		

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容			
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
22	基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-4	防災対策の充実	4	避難先での支援	②	災害対応病院等による医療支援や、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能向上に努めます。	継続実施	・福祉避難所については、入所系施設の受入を拡充しました。また、要配慮者のニーズを把握し調達備蓄物資へ反映させるとともに、必要数の充足を進めています。 ・1次救急を担う明石市立夜間休日応急診療所では、受付に筆談ボードを設置し、誰もが安心して受診できる対応に努めているほか、令和4年度には、障害者用駐車スペースの案内プレートの掲出や、点字ブロック利用者の動線確保のための改修を行うなど、環境整備にも取り組んでいます。 ・災害対応病院による医療支援については、災害対応病院（市内2か所）と災害医療に関する協定を締結し、災害発生時の医療救護活動への協力体制を確保しています。
23				5	避難時の合理的配慮の提供	①	市内各避難所へのコミュニケーションボードの設置検討等、災害時でも円滑にコミュニケーションを行うことができるよう取り組みを進めます。	継続実施	市内41箇所の小中学校へコミュニケーションボードを配備しました。小中学校以外の避難所への配備については、引き続き検討していきます。
24				6	浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進	①	平成29年の「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に防災体制や避難誘導、訓練等の事項を定めた避難確保計画の作成が義務付けられことから、新たに対象となる施設に計画の作成を促進します。	継続実施	令和4年度の計画作成済み施設は118施設。毎年、市内の全対象施設宛に計画作成・更新を依頼しています。引き続き、新規施設や計画未作成施設に対して、必要性や作成方法の周知の徹底に努めます。
25				7	地域における要配慮者対策の推進	①	モデル校区での検証を経て地域向けの要配慮者対策ガイドラインを作成し、各小学校区に提供するとともに、要配慮者の安否確認や避難支援などの対策を進めます。	継続実施	出前講座内で個別避難計画の取組を紹介しました。令和4年度の出前講座実施回数は20回（自治会、町内会主催のみ）。出前講座後、計画作成に興味を持った自治会には、市の担当部署から打診するように依頼しました。
26	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1	地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	1	人材育成と確保に向けた取り組み	①	障害のある人に必要なサービスを今後も確保するため、人材育成と確保について協議・検討を行います。	継続実施	・障害福祉分野の研修受講と資格取得に係る費用の助成を行っています。また、県社協と協力して実施する福祉就職説明会に加え、令和5年6月には市単独の就職フェアをあかし市民広場で実施しました。 ・令和4年度から介護職資格を持つ高齢者の就職奨励金給付や介護・障害福祉分野の社会福祉法人等奨学金返済支援を実施しました。 ・令和6年4月からの明石商業高等学校福祉科の創設に向けて取組を進めているところです。
27				2	居宅介護等の訪問系サービスの充実	①	移動が困難な障害のある人の外出を促進するための移動支援事業を支援します。	継続実施	移動が困難な障害のある人の外出支援では、視覚障害のある人を対象とした同行援護をはじめ、地域生活支援事業である移動支援事業等により、生活の質の向上、社会参加の促進を図っています。また、移動支援事業ではガイドラインを作成し、利用要件や利用方法の周知に努めました。
28				3	短期入所の充実	①	障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を支援します。	継続実施	市立木の根学園に整備した短期入所施設は、引き続き指定管理者による運営を行ったほか、事業所に対し、施設整備国庫補助金について情報提供するなど働きかけを行いました。短期入所事業所は現在市内に9事業所あり、利用できる施設は増加しています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策				
29	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	4	日中活動の場の確保と支援	① 障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。	継続実施	障害のある人の地域における社会参加の場として、生活介護事業所が19か所、就労継続支援事業所のA型が18か所・B型が57か所あり、事業所の充実に努めました。一方、市内には強度行動障害や医療的ケアに対応した日中活動の場が少ないため、引き続き事業所に対し施設整備国庫補助金について情報提供するなど働きかけを行っていきます。
30				① 入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業を促進し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取り組みます。	継続実施	相談支援課と障害福祉課、医療機関とで相互に連携し、障害のある人が円滑に地域に移行できるよう、会議を実施しています。	
31			5	住まいの場の確保、居住の支援	② 障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくために、グループホーム等の「住まいの場」の充実に努めます。また、公営住宅を活用したグループホーム等の設置を支援します。	継続実施	・障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、障害者グループホーム新規開設補助金の交付を行い、グループホーム等の「住まいの場」の充実に努めました。 ・公営住宅（市営住宅）を活用したグループホームは令和3年度に新たに1か所開設し、計2か所となっています。 ・市内におけるグループホーム利用者は増加傾向にあり、今後も拡充を図っていきます。
32				③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取り組みを推進します。	継続実施	基幹相談支援センターにおいて退院後の住居の確保に係る支援を行っています。	
33			6	補装具、日常生活用具等の給付	① 障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。	継続実施	法令等の規定に基づき、障害のある人への補装具、日常生活用具の給付事業を実施しています。
34			7	入浴サービスの充実	① 自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある人などへの訪問入浴サービスについて、利用者のニーズを踏まえ、サービスを引き続き実施します。	継続実施	支給量の上限を週2回に増やすことで利用者のニーズに合ったサービスを実施しています。
35	8	難病患者への支援	① 難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。	継続実施	障害者手帳を所持していない難病患者に対しては、診断書等により症状を把握し、必要なサービスの提供や用具の給付を行っています。		

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策				
36	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	8	難病患者への支援	② 難病患者の交流の場に対する支援を行います。	継続実施	・令和元年度「病気のこと、介護のこと、語り合おう、分かち合おう」をテーマに、神経難病患者・家族交流会を開催しました。筋萎縮性側索硬化症で人工呼吸器を装着している当事者の講演もあり、グループワークでは患者、家族ともに活発に意見交換ができました。 ・令和2～3年度はコロナ禍のため中止しましたが、令和4年度には兵庫県難病団体連絡協議会や加古川健康福祉事務所と連携し、「医療・生活相談会」を開催しました。 ・令和5年度は脊髄小脳変性症の患者・家族会を開催する予定です。今後、患者・家族の希望に合わせてオンラインによる交流会開催も検討していきます。
37				① 介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。	継続実施	ケアマネジャー等に障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っています。	
38			9	サービス事業所への支援	② 中高生への実習機会の提供など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。	継続実施	「トライやる・ウィーク」を実施しました。多様な社会体験活動を通じて、社会における自らの役割に気付いたり、将来の進路を考えるきっかけとなっています。
39				③ 障害のある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。	継続実施	障害福祉分野の研修受講と資格取得に係る費用の助成を行っています。 また、介護の質の向上を図るため、引き続き介護福祉士試験対策講座を市主催で実施します。 ・令和3年度からマネジメント研修、令和4年度からサービス管理責任者等研修を実施しました。 ・令和4年度に「あかしの福祉の好事例集」を作成し公開することで、福祉サービスの質の向上に努めました。 ・令和5年7月から障害児通所支援事業所における支援の質の向上を図るため、専門職等が事業所を巡回し、一人ひとりに寄り添った療育がなされるように支援等を実施しています。	
40			10	各種年金・手当の支給	① 障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について、継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。	継続実施	・法令等に基づき手当の支給事務を実施し、障害福祉のしおりやHP等で制度の周知を図っています。 ・令和3年12月から旧優生保護法被害者等に対する支援金の支給や相談支援等を実施しています。
41				② 障害基礎年金（国民年金）について、障害のある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。	継続実施	日本年金機構が主となり、ホームページやリーフレット等による制度周知を行っています。	
42			11	高齢の障害のある人への生活支援	① 高齢化する障害福祉サービス利用者になさわしい支援のあり方について検討し、関係機関との調整を図ります。	継続実施	ケアマネジャー等に向けて障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っており、ケアプラン作成のための連携を図っています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容					
	基本目標	施策目標		基本的な施策									
43	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1	地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	11	高齢の障害のある人への生活支援	②	介護保険制度の対象となる障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。	継続実施	ケアマネジャー等に向けて障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っています。				
44		2-2	意思決定を支援するための必要な取り組みの推進	1	意思決定支援ガイドラインの普及	①	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を相談支援に関わる関係者や障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障害のある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。	継続実施	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づいた支援方法について、基幹相談支援センター等が実施する研修を通じて周知・普及を図っています。				
45		1	相談支援体制の充実	相談支援体制の充実	1	相談支援体制の充実	①	障害のある人の相談に対応し、適切なサービスにつなぐ役割として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の活動の充実を図ります。これら障害者相談員や同じく地域で活動する民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を充実します。	継続実施	障害者団体等に協力を求め、助言や推薦をいただきながら、障害者相談員の確保に努めました。また、令和4年度には、活動支援のため、障害者相談員に対してアンケート調査を実施し、活動状況を共有するなどしました。			
46							②	障害のある人自身もしくはその家族が仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターとの連携に努めます。	継続実施				
47							2-3	相談・マネジメント体制の充実	③		相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。	継続実施	フォローアップ研修等の周知を行うなど、サービス提供に向けた制度の理解促進に努めています。
48							④	地域総合支援センターでは、高齢者、障害のある人、子ども等の総合的、包括的な相談支援と、住民全体の多様な支え合い体制の構築等を一体的に推進し、地域福祉の充実を目指します。	継続実施		市内6か所の地域総合支援センターに専門3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）等を配置し、「福祉まるごと相談窓口」として属性を問わない相談支援を行うとともに、中学校区ごとに配置した生活支援コーディネーターが、3職種と連携しながら住民全体の多様な支え合い体制の構築等に取り組んでいます。また、住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、障害、介護、子ども、生活困窮の各分野における既存の取組を一体的に推進・拡充するとともに、多機関の連携・協働による支援の充実を図るよう取り組んでいます。		
49		2	相談支援事業の充実	①	必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともにに行い、障害のある人のサービス利用を支援します。	継続実施	基幹相談支援センター等が実施する研修や連絡会を通じて、セルフマネジメントに必要な情報の提供を行っており、障害のある人のサービス利用を支援しています。						

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
50	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-3 相談・マネジメント体制の充実	2 相談支援事業の充実	②	「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組みます。	継続実施	市内の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所ともに増加しており、計画達成率（計画作成者数／サービス受給者数）も高い水準となっています。 （令和5年4月1日現在の市内事業所数） ・指定特定相談支援事業所27事業所 ・指定障害児相談支援事業所20事業所 （令和5年4月末時点の計画達成率） ・18歳以上99.9% ・18歳未満100%	
51				③	明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。	継続実施		基幹相談支援センターが事務局となり、相談支援専門員を対象に「相談支援連絡会」を開催し、地域における相談支援の質の向上、連携強化を図っています。
52				④	相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員との連携を図ります。	継続実施		障害者相談員と民生児童委員については合同研修会を開催するなどの取組を行ってききましたが、相談支援事業所との連携については課題となっています。
53			3 地域移行・地域定着の支援体制の強化	①	入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置を支援します。	継続実施		あかし保健所や医療機関と連携のうえ、相談支援事業所の支援者を交えた協議の場を持つことで、地域移行・地域定着の支援者の育成を図っています。
54			4 地域自立支援協議会の機能強化	①	障害のある人に対する保健、医療、教育、保育、福祉などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。	継続実施		「くらし」・「しごと」・「こども」の部会において活発な活動を実施しているほか、全体会では、当事者等を含む様々な各分野から選出された委員により、各部会で抽出した課題について共有するとともに、議論・検討を行っています。
55			5 専門相談機能の充実	①	明石市立発達支援センターのさらなる相談機能の充実を図るとともに、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。	継続実施		・市に相談が寄せられた際は、個別の状況に応じて専門相談機関を紹介し、個別のニーズに対応した相談支援へつなげられるよう努めています。 ・ヤングケアラー支援については、令和3年5月より庁内外関係各課等の支援者で構成する検討会において組織横断的な共通理解を図りながら取りまとめた方向性に基づき、実施しています。
56	2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施	1 福祉サービスの利用における第三者評価の実施	①	サービス事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業所の自己評価や施設利用者による利用者評価に加えて第三者評価機関による評価事業の推進を図ります。	継続実施	播磨22市町では、はりま総合福祉評価センターの第三者評価の活動を支援するなど、各事業所に対して第3者評価の受審推奨に向けた取組を実施しています。		

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策			
57	基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進	1 ボランティア活動への支援	① 社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。	継続実施	ボランティア活動へ参加するきっかけとなる適切な情報提供や、相談内容に応じたコーディネートに努め、個人・団体としてのボランティア登録を促進しました。また、コーディネートで培った、障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事業所等とのネットワークを活かして、活動の場の発掘を推進しました。
58				② ボランティアの確保・育成とともに、障害のある人とボランティアをコーディネートする明石市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。	継続実施	ボランティア活動を身近に感じ、活動に参加するきっかけとなる取組を推進しました。また、住民が中心となり取り組まれる地域での様々な活動の継続と充実に向け、多様な団体や機関等とのネットワーク構築と協働を促進し、支え合いの仕組みづくりをすすめました。
59			2 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	① 障害者相談員や民生委員・児童委員の各活動の連携を強化し、地域で支援が必要な障害のある人の状況と福祉ニーズの把握に努めます。	継続実施	地域で活動している障害者相談員と民生児童委員の連携を図るため、合同研修会を開催しました。 (新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度から中止)
60			3 地域での助け合い活動の推進	① 地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障害のある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。	継続実施	「知的障がい者の余暇支援を考え・サポートするボランティア養成講座」を開催しました。知的障害者の余暇支援が十分にできていないという課題を解決するため、ボランティア養成により担い手を増やすことを目指しました。知的障害についての講座や体験を通しての学びにより、ボランティア活動への参加を決めるなど活躍の場が広がりました。(3回コース9名参加)
61	基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-1 疾病の予防・早期発見	1 各種健康診査における体制の充実	① 乳幼児健康診査において、障害や疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	継続実施	・乳幼児健康診査は、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳6か月児で実施し、コロナ禍においても開催数を増やして1回の受診者数を人数制限し、健診対象となる全ての子どもが受診できるよう実施しました。 ・乳幼児健康診査未受診児については、保健師が家庭訪問を行って実態を把握して、子どもの健全な育成への支援に努めています。
62				② 市民一人ひとりが健診などで、自分の健康状態を把握し、望ましい生活習慣を実践していく生涯を通じた健康管理の推進を図ります。	継続実施	・健康増進普及月間や女性の健康週間などに合わせて啓発の展示、ホームページ及び市公式SNSを活用した積極的な情報発信や出前講座・健康教育の実施を通じ、健診受診の必要性や生活習慣病等の予防に必要な正しい知識と実践方法について啓発しています。 ・市民による健康づくりボランティア団体(あかし健康ソムリエ会)と協働し、健康チェックや体操等を行う健康教室を月1回・市内4か所で実施しています。
63			2 各種保健相談の充実	① 母子保健において、発育・発達相談として家庭訪問や乳幼児健康相談等での個別相談や集団での教室を行い、就園・就学までの切れ目のない支援に努めます。	継続実施	・親子の遊びの教室は、乳幼児健康診査後の支援の教室として、発達の遅れや育児不安がある親子を対象に、心理士・保育士等を中心に開催しています。 ・遊びの教室に参加した保護者からは、子どもの関わり方がわかった等の感想があります。また、発達に課題のある子どもの参加が多く、その後の継続支援として、療育事業に繋がることもあります。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容		
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
64	基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-1 疾病の予防・早期発見	2	各種保健相談の充実	②	保健、医療、福祉全般における相談を実施し、地域生活を安定して続けられるために関係機関の紹介等を行い適切な支援に努めます。	継続実施	・市民が自分自身で健康管理ができるよう支援するため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施しています。健康づくりに関する相談や禁煙・運動・栄養・歯についての対面相談または電話相談に応じ、必要時関係機関への連携を行っています。また、地域での健康教育やイベントの際に健康相談ブースを設けて気軽に相談できる機会を作っています。 ・ホームページや広報等により、市民が健康管理について相談できる窓口があることを広く周知するとともに、健康管理の習慣化につながるよう、個別相談対応や電話相談を通して一人ひとりに合わせたサポートを行っています。
65			3	関係機関との連携促進	①	各種健康診査や保健相談等より、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、支援体制の充実を図ります。	継続実施	・健診実施機関と連携し、健診受診後の生活改善や健康づくり活動につなげられるよう、健康教室や問診票の内容に応じて個別相談の紹介を行っています（75歳以上の者）。また、民生児童委員協議会、地域総合支援センターやまちなかゾーン会議等、地域で活動する関係団体へ、随時健康情報の提供を行うほか、地域の課題に応じた健康教育を行っています。 ・令和2年度から新生児聴覚検査を実施しています。 ・令和3年度から精神科未受診者等に対してアウトリーチ相談を実施し、必要な支援に繋ぐ取組をしています。
66		3-2 地域医療体制の充実	1	利用しやすいサービス提供体制の充実	①	障害のある人が身近な地域で安心して医療サービスを受けることができるよう、利用しやすい施設の整備促進や市内医療機関への障害のある人の理解・啓発に努めます。	継続実施	消防への通報については、FAXでの通報に加え、NET119緊急通報システムの案内チラシを窓口を設置し、新たに聴覚障害の手帳を取得された人や市外からの転入者に登録の案内をしています。また、NET119緊急通報システム登録時は消防局に手話通訳者等を派遣しています。
67					②	障害のある人の生命に危険があるなどの緊急時の通報等に適切な対応ができるよう、救急医療体制の整備に努めます。	継続実施	・NET119のテスト及び訓練を年間を通して定期的実施し、実際の要請に対応出来るように対策しています。登録者管理については、年1回メールで使用可能な状態であるか連絡を行っておりますが、返答してもらえていないのが課題となっています。 ・1次救急を担う明石市立夜間休日応急診療所では、受付に筆談ボードを設置し、誰もが安心して受診できる対応に努めているほか、令和4年度には、障害者用駐車スペースの案内プレートの掲出や、点字ブロック利用者の動線確保のための改修を行うなど、環境整備にも取り組んでいます。
68					③	重度障害者訪問看護医療費の助成を実施し、指定訪問看護で支払った保険診療にかかる自己負担額を軽減します。	廃止	令和3年7月より、訪問看護療養費が福祉医療制度の助成対象となったことから、重度障害者訪問看護医療費助成制度は令和3年度をもって廃止しました。
69					2	在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実	①	在宅で療養する障害のある人がより安定した生活を送ることができるよう、市内医療機関と連携します。
70		2	在宅生活を支えるリハビリテーションなどの充実	②	退院時にはスムーズに在宅生活につなげることができるように関係機関との調整を図ります。	継続実施		

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容		
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
71	基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-2 地域医療体制の充実	3	障害者歯科検診事業の充実	① 「明石市立障害者歯科診療所」については障害のある人の歯科診療の専門施設として、その周知に努めます。	継続実施	誰もが安心して歯科診療を受けることができる環境づくりを目指し、令和2年6月、障害者等歯科診療所(総合福祉センター内)は、明石市立市民病院敷地内に移転し、あかしユニバーサル歯科診療所として新たに診療を開始しました。診療体制の拡充や、隣接する市民病院との連携により、一般の歯科医院では治療が難しい患者の受け入れを行うなど口腔保健の推進に努めています。今後も、引き続き明石市や歯科医師会のHP、「障害福祉のしおり」に掲載する等の広報を行い、広く市民への周知に努めます。		
72			4	医療的ケアが必要な人への支援の充実	①	医療的ケアに係る理解を上げていくために、事業所等を対象とする啓発研修の開催や、医療機関等関係機関との連携を促進します。		継続実施	令和3年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について情報提供するとともに、兵庫県と連携し、事業所等を対象とする啓発研修への参加促進を図っています。
73					②	医療的ケアに一定の対応ができる事業所を増やしていくために、事業所の従事者を対象とする研修会の開催などを支援します。		継続実施	
74					③	保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障害のある子ども及びその家族への支援を図ります。		継続実施	
75		3-3	健康の保持・増進	1	健康増進施策の充実	① 子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守っていけるように健康づくりに関する正しい知識の普及と啓発に努めます。	継続実施	・市の健康増進計画「あかし健康プラン21(第3次)」に基づき、子どもから高齢者まですべてのライフステージにおける健康づくりに取り組んでいます。「栄養・食育推進」「身体活動・運動」「歯の健康」など、各分野における健康づくりについて、出前講座や各種イベント、ホームページ等により啓発を行っています。 ・多様化するライフスタイルに合わせて、無理なく自然に健康づくりに取り組める環境づくりを推進するため、「健康づくりのMyルーティン」の普及啓発を行っています。	
76		3-4	精神保健医療と難病対策の充実	1	精神保健活動の推進	①	心の健康づくりに関する理解が市民に深まるよう、広報・啓発に努めます。	継続実施	ホームページでの情報発信や地域でのイベントにおけるチラシ配布等において、こころの健康に関する「健康づくりのMyルーティン」を持っていただくよう周知・啓発を行っています。今後も積極的に情報発信に努め、こころの健康づくりに取り組む人が増えることを目指します。
77						②	精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙などによる啓発に努めます。	継続実施	・令和元年度は、精神疾患の理解、精神科で使用される薬剤、依存症等の内容で、地域保健に係る専門職等の資質向上を図るための研修会を開催しました。 ・令和元年度から4年度にかけて、地域住民への啓発活動として広報誌、庁内や駅でのポスター掲示、デジタルサイネージ等による普及啓発を行っています。 ・令和5年度は地域住民への普及啓発活動として図書館における精神障害に関する図書の掲示及び心のサポーター養成事業も開催し、精神障害の理解とメンタルヘルスを抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者の養成を行います。 ・またこれらの活動において、精神障害の理解に関するアンケートを実施し、次年度以降の普及啓発活動へ繋げていきます。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容		
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
78	基本目標3 安心して自分らしい地域生活を支えるために	3-4	精神保健医療と難病対策の充実	2	精神障害のある人の地域生活移行支援の推進	①	精神保健を担当する健康推進課と連携し、現状の会議の場の工夫を含め、協議の場を設定します。精神障害のある人に関わる関係機関の協議においては、地域移行支援にかかる課題の共有とその対応策を検討し、各機関の役割を明確にします。そのことにより、精神障害のある人への福祉サービスや就労支援などの切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。	継続実施	毎年、精神科病院連絡会、こころのケアねっと会議を開催しています。各精神科病院における長期入院者の入院状況、病院での取り組みに関する情報共有、地域移行・地域定着に係る地域課題の抽出を行うと共に、課題解消に向け関係機関で検討しました。
79				3	在宅難病患者の療養支援	①	在宅難病患者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、保健、医療、福祉関係者の資質の向上とネットワークの構築を図ります。	継続実施	保健、医療、福祉の総合的な支援が必要となる重症神経難病患者の在宅療養生活に関する課題を支援関係機関で共有し、在宅療養生活の支援連携や対策の強化を図ることを目的に、年1回、明石市難病対策地域ネットワークを開催しています。明石市における難病支援の現状を話し合い、令和4年度には市内の医療機関に対して神経難病患者の入院受入れに関する調査を行い、関係機関で共有しました。令和5年度は難病患者の災害対策をテーマに開催する予定です。難病に罹患しても安心して自分らしい生活が送れるよう、様々な側面から課題を抽出し、関係機関で課題解決に向けた方策を検討します。
80	基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	4-1	意思疎通支援の人材の確保・養成	1	手話通訳者・要約筆記者の確保・養成	①	手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。	継続実施	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座の開催を中止しました。手話奉仕員養成講座については、令和3年度以降、受講希望者が増加している状況で、定員を大幅に上回る申込者があり、受講したくてもできない人がいるため、ニーズに応えられていない状況にあります。
81				2	点訳・音訳ボランティアの確保・養成	①	点訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。	継続実施	引き続き、明石市社会福祉協議会に事業を委託し、点訳ボランティア養成講座、音訳ボランティア養成講座を実施していきます。
82				3	盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成	①	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。	継続実施	引き続き、受講生の募集時には、市ホームページに掲載するなど、周知啓発を行い通訳・介助員の養成を行います。
83				4-2	意思疎通支援の充実とサービスの利用促進	1	障害福祉サービスなどの情報提供の充実	①	「障害福祉のしおり」や「あかし市民便利帳」、ホームページ及び広報紙等により、サービスなどの情報提供を充実します。
84	2	コミュニケーション支援事業	①			「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。	継続実施	・引き続き、手話通訳者の設置及び手話通訳者・要約筆記者を必要な場面に派遣していきます。市が主催する会議等に点字を必要とする方の参加がある場合は、資料の点字資料の準備をしました。 ・令和5年度から失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施しました。	

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容		
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
85	基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	4-2	意思疎通支援の充実とサービスの利用促進	3	要約筆者派遣事業の周知と利用促進	①	要約筆者を十分活用してもらえるよう、要約筆者派遣事業の周知と利用促進に努めます。	継続実施	要約筆記啓発講座については、コロナ禍により令和2年度から開催できていませんが、関係者と協議のうえ今後の開催について、検討していきます。また、要約筆記の啓発チラシを民生委員や市民が参加する出前講座等でも配付し、制度の周知を行いました。
86				1	障害のある人に配慮した情報発信の充実	①	必要な情報を分かりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にとっても見やすい、読みやすい広報紙やホームページを目指します。また、必要な情報を得られるよう、今後も内容の充実を図っていきます。	継続実施	・ユニバーサルフォントの使用や文字サイズの工夫、難しい漢字にはふり仮名をつけるなど、読みやすい広報紙づくり、見やすいホームページ作成を継続して行います。 ・令和3年度から市議会だより点字制作や議会中継映像への手話通訳の合成を行っています。
87		4-3	情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実			②	行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。	継続実施	・市のホームページは、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベル「AA」に準拠しており、情報通信技術の進展等を踏まえ、アクセシビリティ・ユーザービリティ向上の取組を継続して行います。 ・令和5年度より、障害者を含めすべての市民の負担軽減と利便性向上につながるよう行政手続きのオンライン化に取り組んでいます。
88						2	「声の広報」「点字広報」の充実	①	視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、「声の広報」や「点字広報」の情報内容充実を図ります。
89		3	聴覚障害のある人に配慮した通信・コミュニケーション手段の充実	①	遠隔手話通訳の継続実施や電話リレーサービスの更なる周知の啓発、手話フォンの利用促進などと合わせて、それぞれの事業内容を広く市民に周知啓発します。	継続実施	・電話リレーサービスについては、日本財団モデルプロジェクトによるサービスが令和3年6月末で終了し、同年7月1日から法律に基づく電話リレーサービスが開始し、利用登録していた明石市民に個別に案内するとともに広報あかし等で周知を行いました。 ・日本財団モデルプロジェクトで行っていたテレビ電話による遠隔手話通訳も同年6月末で終了したため、それに代わる施策として、聴覚障害のある市民から直接、市の手話通訳者に手話で問い合わせができる「あかし手話サービス」を同年7月1日から開始しました。		
90		5-1	療育・保育・教育における支援体制の充実	1	発達相談の充実	①	発達の遅れや障害の疑われる子どもに対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。	継続実施	・臨床心理士による個別相談や発達検査を実施しています。支援方針や療育利用の指標にするとともに、保護者が子どもへの関わり方を学ぶ機会としています。 ・令和5年度から、5歳児となる誕生月の保護者全員に、発達の目安等を記載したリーフレットを郵送しており、その中から発達相談の希望者についても心理士による相談を実施しています。 ・療育事業を受けるために発達検査を希望する方が多く、開催数を増やすも、発達検査を受けるまでの待機期間が2～3か月となっており、課題となっています。 ・また、心理士、保健師、精神保健福祉士、教職員OBらが相談員として、支援を必要とする障害のある人と家族への継続した相談支援・発達支援も行っています。
91				2	明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実	①	保育所・幼稚園・認定こども園・学校において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの発達障害のある子どもを早期に発見し、実態を適確に把握し、必要な支援を行います。	継続実施	心理士、保健師など専門職員が学校や幼稚園、保育所などへの訪問相談を実施し、支援者に対する助言、指導を行っています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
92	基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	2	明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実	②	発達障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。また、乳幼児期以降についても、日常生活に関するさまざまな相談に応じるなど、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。	継続実施	保護者からの日常生活に関するさまざまな相談に応じ、助言を行っています。また、就学前の幼児期から小中学校に通う学齢期、さらに高等学校、大学などから成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。
93					③	地域での生活支援、権利擁護、就労支援、発達障害のある人の家族への支援などを行います。	継続実施	福祉や教育、医療の関係機関と連携しながら、地域や家庭に出向いて相談に応じています。また、必要に応じて地域の社会資源の情報提供を行っています。
94			3	明石市立ゆりかご園、明石市立あおぞら園の充実	①	明石市立ゆりかご園は、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターとして、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活指導、相談支援などの療育を行います。	継続実施	就学前の肢体不自由児が通園し、医師の指示に基づいた理学療法、作業療法、言語聴覚療法の機能訓練を行うとともに、保育や生活指導、相談支援などにおいても保護者のニーズを取り入れながらきめ細やかな療育を実施しています。卒・退園児等についても保護者の要望や必要性に応じ、外来の治療・訓練を実施しています。
95					②	明石市立あおぞら園は、就学前の知的障害のある子どもが通園する福祉型児童発達支援センターとして、セラピストと保育士による多角的な療育を実施し、子どもの発達を促します。	継続実施	保育士、児童指導員等の専門スタッフとともに作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等のセラピストが利用者に総合的な療育支援を行っています。
96			4	児童発達支援の提供体制の充実	③	保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を実施し、専門相談機関として、機能の充実を図ります。	継続実施	施設の有する専門的機能を活かし、障害児が通学・通園する施設への援助・助言を行う保育所等訪問支援事業、地域の障害児や家族への相談支援を行う相談支援事業を平成26年度から実施し、地域支援を行っています。
97						①	身近なところで児童発達支援が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。	継続実施
98			5	専門指導員による支援体制の充実	①	専門指導員（臨床心理士等）が各校園を巡回し、保護者や教職員に対して指導助言を行います。	継続実施	・専門指導員は、発達障害のある特別な教育的支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導内容・方法等に関する指導・助言を行っています。 ・専門指導員からの指導や助言により、保護者や教職員が具体的にを行うことのできる支援の方法等を知ることができたり、対象の幼児児童生徒に対する理解が深まったりした。実施回数にも上限があるため、計画的に活用することが課題となっています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容		
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
99	基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	6	地域における支援の担い手の育成	①	発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や幼稚園・認定こども園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーター、特別支援教育指導員、介助員等の担当者向けの研修会を実施しています。また、明石養護学校と連携をして、すべての教職員向けの研修会も実施しています。 ・5年ごとに「明石市特別支援教育ハンドブック」を改訂し、教職員に周知しています。また、「特別支援学級のためのハンドブック」も作成しており、特に新しく特別支援学級担任になる教職員を対象にして、春休み中にハンドブックを活用しての研修会を実施しています。 ・令和5年度からは「特別支援学校教諭2種免許状取得に係る学費補助事業」を開始しました。主に特別支援学級担当者の中で、2種免許状の取得を希望する教職員に対して助成を行っています。 ・保育所や幼稚園、こども園、学校で発達障害など支援を必要とする子どもに関わっている保育士や教職員等にも、研修会を開催しています。
100			7	保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	①	保育士や介助員の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入れ体制の充実を図ります。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所では、園の要請を受け、公認心理士・臨床心理士等による年に2回または1回の発達巡回指導を実施しています。その結果により必要に応じて加配保育士を配置し、個々の育ちを支援しています。 ・幼稚園では、個別の配慮が必要と思われる幼児について、地域担当保健師からの情報や保護者からの要望を受けて、保護者に就園相談の仕組みを知らせ、希望される方には就園相談を実施しています。その結果をもとに、介助員を配置するとともに、4・5歳児については、幼児教育相談室に通級できるようにしています。 ・保育所等において医療的ケア児の保育体制整備のため、令和4年度から看護師の派遣、令和5年度からは看護師等を配置し医療的ケア児を受け入れた施設への補助を行っています。
101			7	保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	②	様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた「個別の指導計画」に基づき、保育を進めます。	継続実施	「個別の指導計画」がより個々の実態に応じたものになるように、記入の仕方や考え方について専門家の助言を受け、長期・短期ともに作成・活用し、より適切な支援へと繋げています。
102			7	保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	③	保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。	継続実施	保護者と園との十分な連携のもと、市立発達支援センターにて相談の紹介、県立こども発達支援センターにて受診や療育へと繋げよりよい支援ができるようにしています。また、受診後も保護者の了承のもとセンター・市・園の間で連携を図り内容を共有し、切れ目のない支援へと繋げています。
103			8	放課後・夏休み期間中等の支援の充実	①	障害のある子どもの居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの利用を促進します。	継続実施	市内全域に放課後等デイサービスの事業所が開設されています。また、明石市地域自立支援協議会こども部会において、事業所向けの研修会や勉強会等を実施しています。
104			8	放課後・夏休み期間中等の支援の充実	②	放課後児童クラブで受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害等支援の必要な子どもを学校や保護者と連携を密にしながら、加配の支援員を配置し、利用する機会の確保と環境整備を行います。 ・発達支援センターの臨床発達心理士等による訪問を受け、発達の気になる子どもの行動を観察し、指導員に助言するなどの育成支援を図っています。
105			9	関係機関との連携の推進	①	障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉など関係機関の連携を推進します。	継続実施	子どもの理解や関わり方、家族対応について、保育所、幼稚園、こども園、学校等の機関（施設）や医療機関などと連携を図りながら、ともに支援を検討しています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策				
106	基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1 障害のある子どもに対する教育の充実	①	特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 「第3期あかし教育プラン」（令和4年度～令和12年度）において、「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」を重点項目に取り上げ、特別支援教育の支援体制整備を進めています。 各学校園においては、特別支援教育コーディネーターを中心に、毎月、特別な教育的支援が必要な児童生徒の状況の共通理解や具体的な支援方法等について協議をしています。また、必要であれば教育委員会や他機関への情報提供も随時行い、支援体制の構築をしています。
107				②	各学校園内に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の中心的役割を担えるような体制を整えます。	継続実施	教育委員会からは、学校長が定める各校の学校教育目標に、特別支援教育に係る支援体制整備目標について設定するように指示をしています。各学校においては、特別支援教育コーディネーターの適切な指名と支援体制整備等を進めるほか、毎月、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を開催し、児童生徒の実態把握や効果的な指導法、他機関との連携について協議をしています。
108				③	支援が必要な子どもに対して、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からは、全小中養護学校に、「まなびプラン」を導入しています。 「まなびプラン」とは保護者、教職員アンケートを入力することで、適切なアセスメントが実施でき、そのアセスメントに紐づいた指導目標が立案されるシステムです。 本システムを活用することで、教職員の専門性や経験によらずに、指導計画等が作成しやすくなります。 令和4年度末に実施した特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者アンケート結果からも、保護者の満足度が高い結果になっています。
109			2 通級指導教室の充実	①	通級指導教室を活用し、対象となる子どもへの支援の充実を図ります。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 通常の学級に在籍する知的の遅れのない児童生徒を対象に、障害の状況に応じて週のうち数時間程度を通級指導教室という特別の場で自立活動を行っています。 年々、通級による指導を実施する児童生徒数は増加傾向にあり、通級指導教室を増設する必要性が生じているとともに、教師の指導力の向上が課題となっています。
110				②	通級指導担当者は、各学校園の通級指導の情報共有や、校園内での連携を図り、効果的な支援に努めます。	継続実施	通級指導教室で行った指導内容は、連絡ノート等を活用しながら通級指導教室担当者と担任で情報共有をしています。担任は通級指導教室での指導内容を普段の学校生活でも活用できるように指導内容を再検討しています。さらに効果的な指導ができるように校内特別支援委員会等でも協議をしています。
111				3 インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築	①	障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、医療、福祉、教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や、「サポートノート」の活用等による就学期における情報の共有化に努めます。	継続実施
112			②		障害のある子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、校園の施設及び設備の充実に引き続き努めます。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域の通常学校に適切な種別の特別支援学級がなく、教室の整備や校舎のバリアフリー化等の必要がある場合については、担当部署と連携をしながら、児童生徒が入学する前にできる限り整備をするようにしています。 医療的ケアを必要とする児童生徒が通常学校に就学する件数も多くなっており、明石市医療的ケア指導医や兵庫県立大学看護学部教授、その他関係機関と連携をしながら、看護師を配置し、医療的ケアを実施しています。 令和5年9月より、明石養護学校に通学用車両を導入する予定です。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容			
	基本目標	施策目標	基本的な施策						
113	基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-2	一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	4 障害のある人への理解を促す教育の推進	①	総合的な学習の時間などを活用し、市内の校園の子どもを対象に、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人への正しい理解・認識と、思いやりの心を育む活動を支援します。	継続実施	・東京パラリンピックの開催を契機として、市立学校全てに「ポッチャ」を導入し、バラスポーツの普及に努めています。教職員がポッチャのルールを理解し、気軽に指導できるようにするために、「ポッチャ指導者用説明動画」を作成し、市立学校全てにDVDを配付しました。 ・4年生の福祉学習において「I,m possible」を活用して、パラリンピックを題材にして授業を行ったり、車椅子体験やアイマスク体験、手話体験教室等の体験学習も計画をして児童に指導をしています。	
114					②	校園での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図ります。	継続実施	・点字・手話・車いすなどの体験学習を、ボランティアの協力を得て実施するとともに、障害当事者団体に協力いただき、障害がある当事者との交流を推進しました。 ・令和4年度は、初めての試みとして、小学校の福祉教育担当教員を対象に、視覚障害についての学びの研修会を開催しました。	
115				5	特別支援教育への地域の理解の促進	①	校園行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある子どもとの自然なふれあいを通じて相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育の推進に努めます。	継続実施	明石市の全小中学校において、学校運営協議会を開催し、学校教育目標を地域住民と共通認識をした上で学校運営を行なっています。特別な教育的支援が必要な児童生徒への支援が必要であれば、地域住民が学校において見守り等の活動を行っている学校もあります。
116				6	卒業後の支援体制の充実	①	学校教育終了後、障害のある子どもが適切な進路選択ができるよう、支援体制の更なる充実を図ります。	継続実施	中学校より高校へ進学をする場合、県教委作成の「中高連携シート」を活用して引継ぎを行うように指示をしています。令和4年度は18件、令和3年度は17件、シートを活用しての引継ぎを実施しました。「個別の教育支援計画」については令和4年度13件の引継ぎを実施しました。
117						②	教育機関と障害者支援施設、地域活動支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関との連携を促進します。これらの関係機関とともに、障害福祉サービス等の内容や卒業前・卒業後のサービスへの手続きなどについて、保護者に周知できるよう、調整を図ります。	継続実施	特別支援学校の進路相談会において、保護者に対して障害福祉サービスの説明や事業所の情報提供等を行っています。また、個別相談や区分認定調査等を卒業前に行い、卒業後はスムーズにサービスにつなげることができるよう調整を図っています。
118	基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-1	就労支援の充実	1	就労支援体制の充実	①	「明石市障害者就労生活支援センターあくと」のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の企業就労を支援します。	継続実施	あくとにより、学校・就労系事業所・企業・行政等の情報共有を推進し、本市の障害者就労支援ネットワークの拠点として就労支援の充実を図っています。
119						②	公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センターなどの関係機関と連携し、引き続き就労支援体制の充実を図ります。	継続実施	あくと主催の「障害者雇用支援連絡会議」や障害者雇用セミナー等の取組を通じ、公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センターなどの各関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図っています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
120	基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-1 就労支援の充実	2	「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	①	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を引き続き推進します。	継続実施	就労移行支援事業推進のため、あくもと主催の「明石地域障害者雇用支援検討会」開催等により、個別ケースの事例を基に意見交換や現状課題の集約等に取り組んでいます。
121			3 職業リハビリテーション施策の推進		①	障害のある人の職業能力、社会適応能力の向上のため、情報交換の場の設置を検討する等、関係機関と連携を図りながら取り組みを支援します。	継続実施	職業能力や就労意欲向上のための取組みとしてしごと部会が実施する企業体験実習等を通じて、関係機関との連携を図っています。
122					②	鍼灸・マッサージなどの職業に関する技能の修得や、IT関連分野の技術習得につながる訓練施設や職業能力開発校の紹介を行います。	継続実施	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センターや兵庫県立障害者高等技術専門学院の利用者募集について、広報あかしへの掲載や障害福祉課窓口での案内設置を行っています。
123					③	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知を図ります。	継続実施	あくもとによる企業担当者や就労系事業所、学校・行政関係者、障害当事者等を対象に研修会等において、ジョブコーチ制度の周知を図っています。
124					④	職場実習を行うために、実習協力企業の確保に努めます。	継続実施	しごと部会が実施する企業体験実習について、関係機関との連携により実習協力企業の確保を図っています。
125					4	職業的自立に向けた生活に関する助言、援助等の生活支援の実施	①	日常生活に関する問題についての相談援助、金銭管理や衣食住関係、健康管理等への支援を関係機関とともに行います。
126			6-2 障害者雇用における企業などへの支援	1	障害者雇用に関する啓発	①	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知に取り組みます。	継続実施

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容					達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
127	基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6 - 2 障害者雇用における企業などへの支援	1	障害者雇用に関する啓発	②	障害のある人の雇用に積極的に取り組む市内の企業や事業所を広報紙や市ホームページ等により紹介するなど、障害者雇用に関する啓発に取り組めます。	継続実施	明石市立木の根学園において、障害者雇用に努めることとしており、障害者雇用に関する啓発を図っています。
128					③	兵庫労働局や兵庫県などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて市内の企業や事業所の障害者雇用に関する啓発に取り組めます。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するなど、市内の企業等に対し障害者雇用に関する啓発を図っています。
129			2	障害者雇用に関する情報提供	①	公共職業安定所（ハローワーク）など各種関係機関と連携し、事業主への障害のある人の雇用に関する各種助成制度、税制上の優遇措置などの周知に継続して取り組めます。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するなど、障害者雇用に関する助成金制度や税制上の優遇措置、雇用形態について紹介する機会を設けています。
130					②	障害のある人の雇用についての広報や助成制度に関する情報提供などを通じて、障害のある人のニーズに合った職場の開拓に努めます。また、現在障害のある人を雇用している企業・事業所に対して必要な助言等を行います。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するほか、個別支援の機会を通じて職場開拓や企業・事業所への助言を行っています。
131		6 - 3 多様な就労の場の確保	1	日中活動事業所の運営基盤強化への支援	①	「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。	継続実施	市では、就労継続支援事業所等からの物品購入や業務委託の発注の推進を図るため、調達方針を策定し、市ホームページで公表しています。また、年度終了後に取りまとめた調達実績を公表しています。
132					②	就労支援事業所などで作られた製品について、市のイベントなどでの積極的な活用や、市役所や市の関連施設のスペースを活用した販売を継続し、障害のある人の工賃向上への取り組みを支援します。また、自主製品の販路拡大を図る目的から、民間企業のイベント開催時への働きかけや大規模小売店などでの店頭販売などの協力支援を働きかけます。	継続実施	就労継続支援事業所等で作られた製品について市役所や関連施設での販売を継続するほか、引き続き大規模小売店などの店頭販売に協力支援を働きかけます。
133					③	障害のある人を支援する事業所などで作られた製品の品質の向上、生産力の向上、官民あがた発注の拡大など、利用者の工賃向上に向けた取り組みを支援します。	継続実施	製品カタログ作成の継続実施を検討しているほか、関連施設での販売を通じて工賃向上に向けた取組を支援しています。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標	基本的な施策				
134	基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-3 多様な就労の場の確保	2 市役所を通じた障害者雇用の促進	①	障害のある人の雇用において先導的な役割を果たすため、市における障害者雇用率の向上と障害のある人の計画的な雇用を図ります。	継続実施	・身体・知的・精神・発達障害者及び難病患者を対象とした、障害者採用試験を実施しています。また、平成31年度からは、募集人数を大幅に増やし（2名程度→10名程度）、障害者雇用を促進しています。 ・庁内に障害者職業生活相談員やジョブコーチを配置し、職員本人に加え、所属職員からの相談対応を行っています。
135				②	市役所内に設置されている就労継続支援B型事業所「時のわらし」や「福祉コンビニ」などを通じて障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、市が出資・補助などを行っている法人への雇用の働きかけを行います。	継続実施	市役所本庁舎に設置する「福祉コンビニ」においては、令和5年4月末現在で2名の障害者等が就労しています。店頭では、就労継続支援事業所等の生産品を販売しており、販路の拡大と販売収入の増加に寄与するほか、トライやるウィークに明石養護学校の生徒の受け入れを行うなど、障害者の就労を支援する上での貢献も果たしています。
136				③	障害のある人の雇用を拡大するため、市が取り組む事業について、市内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などへの委託を推進します。公共工事の品質評価型入札制度において、障害のある人の積極的雇用の項目を追加するなどし、障害のある人の雇用の促進に努めます。	継続実施	品質評価型入札制度については市内業者を対象とし、年度毎の申請により加点を行います。令和4年度においては、12ある審査項目のうち障害者の積極的雇用に関する項目の加点は10点となっています。加点10点は障害者雇用を含む2項目であり、他の審査項目は加点5点としています。障害のある人を積極的に雇用する者を評価する制度を継続することにより、市内業者の育成を図るとともに障害のある人の雇用の促進に努めます。
137				④	障害者支援施設などからの随意契約の範囲が、役務の提供を受ける場合にも拡大されており、この制度の周知を図り、受注機会の拡大を図れるよう取り組みを進めます。	継続実施	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に基づく随意契約について、発注見直し及び契約の内容等を市ホームページで公表しています。令和4年度は計4件の発注がありました。
138	基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実	1 各種活動の充実	①	障害の有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮した取り組みを充実します。	継続実施	・市内の小学3～6年生の児童とその保護者（約15組）を対象にブラインドサッカー体験教室を実施しました。健常者の方がアイマスクをし、目が見えない状態でサッカーの基礎的動きを行い、サッカーを通じて、視覚障害者の方とともに学べる取組を行っています。 ・障害の有無の隔てなく、サッカー（フットサル）を通じた人々の交流の場としての「ユニバーサルフットボール」やアートを通じた障害のある方の豊かな個性の表現活動を誰もが鑑賞できる場として「ARTSHIP明石」等を実施しています。 ・だれもが読書を諦めず、本に親しみ、読書を楽しむことができるよう、読書バリアフリー環境の整備を行っています。 ・令和2年3月から、あかし案内所での手話・筆談対応、車いすの無料貸し出しのほか、市内観光施設等のユニバーサル情報の発信を行っています。
139				②	障害のある人の団体に対して、障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。	継続実施	障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動等の情報を随時135Eネット等を通じて情報提供するよう努めています。
140				③	スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動により、様々な団体や通所施設間での交流が図れるよう、場所や機会の確保についての支援の充実に努めます。	継続実施	・新型コロナウイルス感染拡大のため、障害者交流運動会は中止しましたが、各種団体と協力しながら気軽に参加できるスポーツ行事を開催するなどして、スポーツや文化・芸術活動により交流を深めました。 ・令和5年4月29日より、障がいのあるなしに関わらずみんなが一緒に楽しめるインクルーシブな空間を創出するため、ユニバーサル遊具等を配置した、「みんな広場」を含む17号池魚住みんな公園の供用を開始しました。

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標		基本的な施策					
141	基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	7-2	スポーツ活動の充実	1	スポーツ活動の充実	①	障害のある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。	継続実施	新型コロナウイルス感染拡大のため、例年10月に実施していたふれあいサイクリングについては、令和2年度以降中止しています。今後は、「ふれあいサイクリング」を含め、気軽に参加できるスポーツ活動の実施を検討していきます。
142				1	スポーツ活動の充実	②	活動成果の発表と交流の場として、障害のある人のスポーツ大会などへの参加を促進します。	継続実施	・毎年開催されている「のじぎくスポーツ大会」等の参加者を「広報あかし」に掲載し広く募っています。また、参加促進のため、希望者には、スポーツ大会会場への送迎や受付補助等を行っています。 ・令和元年5月から、明石市立総合福祉センター新館にてユニバーサルスポーツ体験等を実施しています。
143		7-3	文化・芸術活動への支援	1	文化・芸術活動への支援	①	障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に取り組みます。	継続実施	障害者週間に合わせて障害者のアート展「ARTSHIP明石」を開催し創作作品の展示の場を提供するとともに、「広報あかし」等により作品の鑑賞機会を広く周知しています。
144	基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-1	障害者虐待への対応	①	障害者虐待への対応	①	虐待対応の窓口となる「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」などの虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。	継続実施	障害者虐待防止センターでは、24時間365日体制で虐待通報の受理を行っており、市担当課と連携しています。また、虐待防止の取組として障害者虐待防止研修を毎年開催し、虐待防止を啓発しています。
145		8-2	差別解消及び障害理解の促進	1	障害者差別解消への取り組みの充実	①	「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。	継続実施	・差別相談を実施し、障害のある人の生活のしづらさや配慮の具体的な例などについて事業者や地域の人たちと対話を通じて理解を進められるようにしています。 ・あかしユニバーサルモニターから、障害があることによる不便さや改善案等について意見を聞いています。 ・令和4年度に「すべての人が自分らしく生きられるインクルーシブなまちづくり条例」を制定するとともに、あかしインクルーシブアドバイザー制度を実施しました。 ・障害のある人の不便さや必要な配慮について、事業者の理解を得ることや配慮の工夫を検討してもらうのに時間がかかります。また、事業者が対応できる配慮と障害当事者が求める配慮内容に乖離がある場合、調整が難しいことが課題となっています。
146						②	国の基本方針を踏まえ、「障害者差別解消法」及び「障害者配慮条例」に基づく様々な取り組みを推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。	継続実施	・障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会を開催し、障害当事者、関係機関との情報共有や 施策の推進に関する協議を行う。
147	2	障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	①	イベント、広報紙やマスメディア、企業や学校、地域社会などを通じ、「日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という社会モデルに基づく障害のある人の定義や、「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の必要性」など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。	継続実施	・小学校でバリアフリー教室を開催し、障害当事者の体験談を聞き、車いすやアイマスク体験を行うことで障害理解を深めるよう努めています。 ・地域で出前講座を開催し、障害者配慮条例等の理念やお互いに配慮できることなどを考え、障害理解を深めるよう努めています。			

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容				達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策			
148	基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-2 差別解消及び障害理解の促進	2 障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援	② 広報紙や出前講座などを通じた啓発・広報活動を引き続き実施します。	継続実施	・ 広報誌やあかしケーブルテレビ等で、障害理解に関する取組を発信しています。 ・ 地域の出前講座で障害者配慮条例の理念や合理的配慮の例等について説明し、障害理解を深めるよう努めています。
149				③ 「障害者基本法」で定める「障害者週間」（12月3日～9日）についてイベントなどを通じて周知を図ります。	継続実施	障害者週間の周知を図ることを目的として市庁舎に横断幕を設置するとともに、あわせて開催する「ARTSHIP明石」を広く広報し、共生社会に向けた周知を図っています。
150				④ 障害のある人への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。	継続実施	障害のある人への理解を深めるための啓発事業を135Eネットへ委託し、事業所の活動を紹介するまるごと障害福祉フェアの開催や地域の祭りへの参加を実施しています。
151				⑤ 施設の整備が円滑に進むよう、近隣住民の理解・協力を得るために法人・事業者が行う取り組みを支援します。	継続実施	・ 法人・事業者が行う施設整備について、地域住民の理解が得られるよう市としても丁寧な説明に努めるなどの支援を行っています。 ・ 合理的配慮の助成制度を周知しています。 ・ 事業者対象のユニバーサルマナー研修を実施しています。
152			3 精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等への理解の促進	① 精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会などを開催し、障害への正しい知識の普及に努めます。さらに、患者会や家族会などの関係団体への支援に努めます。	継続実施	・ 令和元年度には、市民向けの講演会を開催し、精神疾患の啓発理解に努めました。 ・ 就学相談の案内については、広く次年度に小学校に就学する予定の全年長児対象に行っています。就学相談に係る動画を作成し、就学相談の流れだけでなく、通常学級や特別支援学級、特別支援学校における教育の特徴、進路選択にかかる留意事項等について周知しています。
153			4 民生委員・児童委員に対する研修の実施	① 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員へ障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。	継続実施	障害福祉専門部会を年間4回開催し、講義や施設見学等を通じて障害者福祉に関する理解を深めるよう努めています。
154	5 人権意識の普及・高揚	① 人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及・高揚を図ります。	継続実施	・ 市民啓発冊子に、障害のある人の人権について掲載しています。 ・ 人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権思想の普及高揚を図るため、毎年作成する市民啓発冊子「みんなのしあわせのために」や人権カレンダー等に、障害のある人の人権について掲載しています。		

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容
	基本目標	施策目標	基本的な施策					
155	基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-2 差別解消及び障害理解の促進	6	市職員の障害のある人に関する行事、イベントなどへの参加	①	市職員に障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などへの積極的な参加を促します。	継続実施	・障害者福祉に関する行事やイベント、研修会などの情報を庁内掲示板や「なるほど！ザ・配慮通信」で発信する。
156			7	地域における自発的な各種交流活動への支援	①	障害のある人の団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。	継続実施	・135E ネットへ委託し、地域の祭りへの参加を実施するなどし、地域交流を支援しています。 ・多様な市民の声を幅広く聞くとともに、市民一人ひとりシビックプライドを醸成するため、タウンミーティングを実施している。令和5年5月には、「障害」をテーマに実施しました。
157			8	「障害者配慮条例」に基づく合理的配慮提供の支援	①	民間事業者や地域の団体が合理的配慮を提供していくために、折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用を助成します。	継続実施	・合理的配慮の助成制度を周知しています。 ・助成制度を利用した事業者へのアンケートを実施しています。 ・配慮のあるお店等をわかりやすくするため、ステッカーを作成し事業者に配付しています。 ・令和4年度に商店街が新たに面的なバリアフリー、その他インクルーシブ社会の実現に向けた取組を進めるために必要な費用の一部補助を行いました。
158		8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進	1	事業実施における合理的配慮の提供	①	市の事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。	継続実施	・庁内で窓口対応や行事を開催する際に、必要な配慮や対応、環境整備などについて相談し調整しています。 ・環境整備や対応に必要な物品等の貸出や情報提供を行っています。 ・令和5年4月から、明石市市民参画条例を改正し、審議会等の委員の選任にあたっては、委員10人ごとに1人以上は障害者の委員とすることの基準を新たに設け、当事者の意見を市政に反映させるための取組を行っています。
159			2	市職員への研修の実施	①	市の職員に対して、障害のある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮を周知します。	継続実施	・市職員を対象に障害者差別解消法や障害者配慮条例の内容、関連した市の取り組み等について発信する「なるほど！ザ・配慮通信」を発行しています。 ・広報誌やあかしケーブルテレビ等で、障害理解に関する取組を発信しています。 ・手話研修を実施するとともに手話検定取得に係る費用を助成しています。 ・ユニバーサルマナー研修、障害理解研修を実施しています。 ・新任教職員研修を実施し、車いすやアイマスク等の体験、障害当事者とのグループワークを行って障害理解を深めています。（令和元年度～4年度まで毎年開催）
160			8-4 成年後見制度の利用支援	1	成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	①	明石市後見支援センターは、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図っていきます。	継続実施

明石市第5次障害者計画の取組状況について

番号	現行計画の内容						達成度	取組内容	
	基本目標	施策目標		基本的な施策					
161		8 - 5	消費者相談の充実	1	消費者相談の充実	①	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、ファクシミリやEメール等での相談の受付や、障害のある人に関する理解を促進するための研修へ相談員が参加するなど、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めます。	継続実施	聴覚障害者専用のFAX用紙を「障害福祉のしおり」に掲載し、FAXによる相談受付を可能としています。また、兵庫県立消費生活総合センターやその他公共機関で実施される障害者への相談対応研修等に参加し、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めています。
162	基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8 - 6	更生支援の実施	1	罪に問われた障害のある人に対する支援	①	判断に不安のある人が罪に問われた場合、刑事司法関係機関（検察庁、刑務所等）と連携を図り、障害者手帳の申請、障害福祉サービスの受給、就労の支援等、円滑に社会復帰するための支援を行います。	継続実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月に「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」を制定し、罪に問われた対象等への必要な支援を総合的に実施しています。 対象者の相談支援としては、①入口支援（捜査、公判段階の人への支援）、②出口支援（矯正施設等から出所する人への支援）、③その他の支援（地域住民や家族、本人からの相談支援）を包括的に実施しています。具体的な個別支援の内容としては、支援対象者が地域の中で孤立せず地域生活が継続できるよう、福祉サービスの調整を中心に居住の安定や就労に関する相談支援、生活保護の同行支援など対象者の個別性に合わせた支援を展開しています。 関係機関との連携においては、検察庁と年2回連絡会を開催し、円滑な連携が図れるようケース共有や意見交換等を実施している他、刑務所、保護観察所等の更生支援の関係機関との連携や支援体制の構築を図るためのネットワーク形成の推進に取り組んでいます。